

公務災害・通勤災害について

地方公務員(常勤職員、再任用職員、臨任講師)が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法の規定に基づき、地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)から各種の補償及び福祉事業を受けることができます。

基金では、迅速かつ公正な補償を行うこととしており、そのためには、公務災害及び通勤災害の認定請求が速やかに、かつ、正しく行われることが必要です。

なお、会計年度任用職員については、条例又は労働者災害補償保険法で補償が実施されます。

① 公務災害とは

仕事上の負傷や、仕事が原因で病気になった場合には、一般的には公務災害として取り扱われます。しかし、仕事中に発生した災害全てが公務災害として認められる訳ではなく、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- (1)公務遂行性 …… 公務に従事し、任命権者の支配管理下にあったこと
- (2)公務起因性 …… 公務と災害との間に、相当因果関係にあること



② 通勤災害とは

職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する行為で災害にあった場合、通勤災害として扱われます。ただし、次の場合は、その時点で勤務との関連性がなくなりますので、原則として逸脱・中断の間及びその後の災害は、通勤災害として認められません。

- (1)逸脱 …… 通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること
- (2)中断 …… 合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと



ただし、逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって、総務省令で定めるもの(日用品の購入等)を、やむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合、経路の逸脱・中断の間の災害を除き、経路に復した後の災害については、通勤災害として扱われます。

③ 災害が発生したら

(1)まず医療機関へ

災害発生について所属長に報告したうえ、軽微なケガであってもできる限りその日のうちに医療機関で必要な治療を受け、初診日、傷病名、診療期間の入った診断書を1通取得してください。

その際、公務災害(通勤災害)の手続きをとる予定であることを告げてください。

(2)次に認定請求の手続きを

所属の担当者に災害発生の状況等を説明し、公務災害(通勤災害)認定請求書を作成し、診断書その他必要な資料を添付し、基金に提出してください。

基金は、その災害が公務上・公務外又は通勤災害の該当・非該当を決定し、請求人に通知します。

(3)続いて、補償の請求を

公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定されたら、まず、その認定番号を診療を受けた医療機関に連絡するとともに、療養補償請求書に必要な事項を記入してもらったうえで、基金へ提出してください。

審査のうえ、基金から医療機関等へ療養費を支払います。

いま一度職場の安全を見直し、健康管理に注意して、みんなで災害のない明るい職場をつくりましょう

【連絡先・お問い合わせ先】

地方公務員災害補償基金石川県支部 教委担当：庶務課福利厚生室内 TEL 076-225-1845(内5642)